平成２５年（フ）第９０号
高知市高須３丁目２番20号　メゾン北村Ⅱ105
債務者　森本　京静
1　決定年月日時　平成25年５月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第９５号
高知市神田1151―18　田所アパート、住民票上の住所高知市神田2141番地１　キャメル・シード201
債務者　橋本　里吉
1　決定年月日時　平成25年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１０５号
高知市大津乙1242番地１　第14つくもコーポ106号
債務者　杉本　三郎
1　決定年月日時　平成25年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２７４９号
札幌市東区本町２条５丁目４番30号　ノーブル25―401号
債務者　加藤　秀晃
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９１０号
札幌市東区北30条東９丁目２番13―201号
債務者　三橋　亮太
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３８号
北海道江別市上江別東町10番地の12
債務者　磯野　智子
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４０号
札幌市白石区南郷通13丁目南１番22号　サニープレイスなかの402号
債務者　蛯子　秀樹
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５１５号
札幌市東区東苗穂５条１丁目11番12号　フロスティ東苗穂C101号
債務者　谷本　直樹
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５３０号
札幌市白石区米里１条３丁目１番５―301号
債務者　久保美由紀（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５４６号
札幌市東区北30条東12丁目５番３号　キャッスル元町101号
債務者　荒関　真理（旧姓高津）
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６４１号
札幌市東区東苗穂10条３丁目10番５―101号
債務者　谷口まどか
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８８号
群馬県前橋市荒子町939番地４
債務者　原口　清美
1　決定年月日時　平成25年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１００号
群馬県伊勢崎市太田町984番地６
債務者　深須ひろ子
1　決定年月日時　平成25年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１１４号
埼玉県深谷市東方町４丁目９番地１
債務者　山内　幸夫
1　決定年月日時　平成25年５月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第２８６号
京都市右京区西京極郡沢町13番地８　西京極グリーンハイツ212
債務者　亀田　芳孝
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３０４号
京都市右京区西京極郡沢町13番地８　西京極グリーンハイツ212
債務者　亀田智津美
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３６７号
京都市北区鷹峯旧土居町１番地19
債務者　金林聖**龍**こと　金　　聖龍
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係